## 鉾田市中小企業等光熱費高騰対策支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

鉾田市長 あて

申請者 所在地又は住所 商号又は名称 代表者職・氏名 電話番号

(※携帯電話など常時連絡の取れる番号を記載してください。)

鉾田市中小企業等光熱費高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により,次のとおり支援金の交付を申請します。

## 1 申請者の概要

事業形態 (いずれかに2)	□法人	□個人事業主
資本金の額 (出資の総額)	円	
従業員数 (役員等は除く)	Д	
市内事業所所在地	□ 申請者欄と同一 □ その他	

## 2 交付申請額

「補助対象経費内訳書(様式第2号)」の合計額を記入してください。

(A + B)	経理	□税込経理
<u> </u>	方式	□税抜経理

光熱費等合計額 (消費税抜きの額で判別)	交付申請額
120万円以上240万円未満	50,000円
240万円以上480万円未満	100,000円
480万円以上	200,000円

3	宣誓項目(すべて	て必須	。確認の	上, 🗷	してくた	ごさい)			
□ 要綱第3条に規定する支援金交付要件を満たしています。									
	支援金の申請し	こ関し	て提出す	る書類	内容に虚	弦偽はあり	ませ	こん。	
	申請日以降も事	事業を	継続する	意思が	あります	- 0			
	□ 市税の滞納はありません。								
	市長が行う関係	系書類	の提出指	示,事	情聴取及	び立ち入	り検	食査に応じます。	
	市長が本交付日	申請に	関して公	的機関	へ調査照	会するこ	とに	こ意義はありません。	
	虚偽や不正な言	手段に	より支援	金を受	給した場	景合には,	支援	<b>登金を返還します。</b>	
	鉾田市暴力団技	非除条	例(平成	23 年鉾	田市条例	前第 13 号。	。以-	下「暴排条例」という。)第:	2
身	ミ第1号から第:	3 号ま	でに規定	する暴	力団及び	ド暴力団員	り, 暴	<b></b> 身力団員等に該当しております	t
A	V 0								
	暴排条例第2多	条第 1	号及び第	2 号に	規定する	暴力団及	び暴	よ力団員と社会的に非難される。	5
~	ヾき関係を有して	ており	ません。						
	法人でその役員	員のう	ちに,暴	排条例	第2条第	第2号及び	ド第 3	号に規定する暴力団員及び	晨
ナ	1団員等に該当っ	する者	はおりま	せん。					
<b>4</b> →	1. 松 人 仁 1. 4.								
4 3	友援金振込先			□ 銀	1 存				
振	込 先				R1]   用金庫			□本店	
	融機関名				用組合	支 店	名	□支店	
	10A 12A 12A 14							□出張所	
П	座 種 別								
	ちらかに〇)		普通	• 当	座	口座番	子 号		
(フ	リ ガ ナ)							l	
	座 名 義 人								
		   	が法人の	場合け	当該法人	個人の	場合	 トは当該個人に限ります。	
<b>/•</b> \	F /L /1 /2 (5)	1 88 11	7 A)(1)	<i>777</i>		(, mj/(*/	<i>&gt;</i> /// ⊔		
5	必要書類(確認	忍のう	え, 🛭 し	てくだ	さい)				
共		□補助対象経費内訳書(様式第2号)							
通	□市外に本店がある場合は、市内の事業所の所在が確認できる資料の写し □振込先口座の通帳等の写し								
	□振込先□座0	ク囲帳	等の与し	•					
	□決算書1期分		貸借対照表+損益計算書+販売費及び一般管理費の内訳の分かる						
法			資料+法人概況説明書両面の写し						
人	□商業科記締勝士		全部事項証明書(交付日から3ヶ月以内のもの)の写し						
	□商業登記簿謄本 全部事項証明書(交付日から3ヶ月以内のもの)の写し								
			青 色 申 告:確定申告書 B (第一表・第二表)						
	□申告書類及び		+所得税青色申告決算書(1~4面)又は収支内訳書						
個	交付要件確認言	<b></b>	白 色 申 告:確定申告書 B(第一表・第二表)+収支内訳書						
人		市県民税申告:市県民税申告書+収支内訳書							
		運転免許証,マイナンバーカード(表面),住民票抄本などいずれか							
	□本人確認書類	溴							

一つの写し